

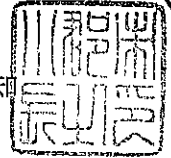
24小福第2456号

平成25年2月26日

社団法人 小郡三井医師会
会 長 蒲 池 壽 様



小郡市長 平 安 正 知



小郡市自立支援協議会委員の推薦及び医療機関の紹介について（依頼）

春寒の候 貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本市障害福祉行政につきましては、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小郡市自立支援協議会の第2期委員として推薦をいただいております委員2名（（医）山下泌尿器科医院 山下拓郎委員 及び 本間病院 精神保健福祉士 教山文子委員）の任期が、平成25年3月31日をもって終了いたします。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ですが、貴会会員医師様の中から次期委員（医師）のご推薦及び医療機関（精神保健福祉士）のご紹介をいただきますようお願い申し上げます。

ご推薦いただきました会員様には、後日、委員就任に係るご承諾をいただきますので、予めご了承いただきますよう併せてお願い申し上げます。

また、ご紹介いただきました医療機関へは、こちらから改めて精神保健福祉士推薦の依頼をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、甚だ勝手ながら、別紙につきましては平成25年3月11日（月）までに、ご返送いただきますよう併せてお願い申し上げます。

また、今回の任期につきましては、平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間となりますので、よろしくお願い申し上げます。

<連絡・お問合せ先>

小郡市保健福祉部福祉課

担当：障害者福祉係 小峰

〒 838-0198 小郡市小郡 255-1

TEL 0942-72-2111 内線 442

FAX 0942-73-2555

(別紙)

推 薦 及 び 紹 介 書

平成 年 月 日

小 郡 市 長 殿

住 所

推薦・紹介者 所 属

職・氏名

㊞

平成25年2月26日付24小福第2456号で依頼のあった小郡市自立支援協議会委員については、下記のとおり推薦及び紹介します。

1. 推薦する医師

診 療 科 目 _____

氏 名 _____

2. 紹介する医療機関

名 称 _____

小郡市自立支援協議会設置要綱

平成19年3月15日

告示第25号

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、中立・公正な相談支援体制の充実及び障害福祉サービスの効果的な提供並びに社会資源の開発・改善等に関し、地域の保健、福祉、医療等の関係機関が連携し、障害者福祉に係る総合的な連絡調整を行い、小郡市における在宅の障害者の自立の促進に資するため、小郡市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 各相談支援事業者の運営等を中立・公正性を確保する観点からの評価及び支援
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議
- (4) 地域の障害福祉に関する社会資源の開発及び改善
- (5) 障害者の権利擁護に関する協議及び調整
- (6) その他障害者の地域生活移行を推進するための協議及び調整

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 小郡三井医師会
- (2) 民生委員・児童委員協議会
- (3) 相談支援事業者
- (4) 障害者（児）福祉施設
- (5) 障害者関係団体
- (6) 保健・医療機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 就労支援機関・企業
- (9) 障害福祉サービス事業者
- (10) 福岡県北筑後保健福祉環境事務所
- (11) 市保健師
- (12) その他市長が必要と認める者

(平21告示109・一改)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員の再任は、これを妨げない。
(平22告示181・一改)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
3 会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密は、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）を適用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成19年3月15日告示第25号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日告示第109号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月16日告示第181号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
2 この告示の施行の際、現に委嘱を受けた委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日規則第4号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。